



若者向け悪質商法 被害防止キャンペーン

消費者契約トラブルは、ますます複雑化・多様化してきています。特に若者は社会経験が少なく、そのため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多い。そのため、悪質業者はこれらの状況を利用し、契約の未成年者取り消しが出来なくなる、成人して間もない若者をねらった悪質商法による被害が後を絶ちません。

「会って話したい」などと呼び出すアポイントメントセールス、「資格を取れば就職に有利」と何度もしつこい電話をかけてくる電話勧誘販売、「簡単に儲かるいい話がある」と友人や知人を販売組織に誘い込むマルチ商法、「アンケートに答えて」と街で声をかけるキャッチセールス等、若者は様々な手口で狙われています。

● 契約を勧められても、いらないものは「いりません」とはっきり断る。

● 「今日決めて」と契約を強引

に迫る販売方法にはウラがある。

● 個人情報（住所・氏名・電話番号・口座番号など）を安易に提供しない。

● 契約してしまったても、クーリング・オフ制度（契約日から一定の期間は無条件で解約ができる）を活用する。

● ひとりでは悩まず、おかしいと思ったら家族や友人など信頼できる人や消費生活センターに相談をする。

※「トラブルに遭ったかも...」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

桜川市消費生活センター

● 電話 / ☎ 029617516300

● 相談日時 / 月・金曜日、9時～12時・13時～16時

● 場所 / 市役所岩瀬庁舎2階（桜川市岩瀬64-2）

● 問合せ / 生活安全課（☎ 5815111・7513111、内線2283・2287）

広告募集

広報「さくらがわ」に 広告を掲載しませんか

市では、自主財源の確保や市民の皆さまの生活に密着した情報を提供するため、平成22年度の広報「さくらがわ」（毎月1日発行分）への有料広告を募集いたします。

広報紙は、市内の全世帯と公共施設に配布されますので、大きなPR効果が期待できます。ぜひ、ご利用ください。

■ 規格・掲載料 / 広告掲載欄は、広報「さくらがわ」の下面を広告スペースといたします。（下部参照）

- ・ 1 枠（29mm×85mm・カラー刷り） / 10,000円
- ・ 2 枠通し（29mm×172mm・カラー刷り） / 20,000円

■ 掲載できる広告 / 掲載できる広告は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければなりません。

- ・ 広告媒体の公共性および品位を損なうおそれのないもの
- ・ 市内および周辺地域の産業

の発展に資するもの

・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないもの

・ 政治活動、宗教活動、意見広告または個人的宣伝に係るものでないこと

・ 公の秩序に反しないもの

・ その他公益上特に支障がないと認められるもの

■ 申込期限 / 3月11日（金）

■ 問合せ・申込先 / 秘書広報課（☎ 5815111・7513111、内線1268）

わたしたちの企業は、社員一人ひとりの汗で少しでも地域社会の発展に寄与できるよう努力いたしております。

総合建設業

ISO9001認証取得

白田工建株式会社

茨城県桜川市真壁町東矢貝683

TEL 0296-54-1121(代) FAX 0296-54-1797



あなたの描く想像を現実に
より綺麗に より美しく
あなたと感動を繋ぐ存在でありたい。

株式会社 デジタル印刷

TEL.0296-54-2626(代) FAX.0296-54-2724